

議案第五十九号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年九月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和五十三年杉並区条例第四十号）の
一部を次のように改正する。

別表第二（一）備考中「夜間（午後六時から午後九時まで）」四、六〇〇円」を「平日夜間
（月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）
以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）の夜間（午後七時から午後九時ま
で）をいう。以下同じ。）三、一〇〇円、休日夜間（土曜日、日曜日又は祝日法に規定す
る休日の夜間（午後六時から午後九時まで）をいう。以下同じ。）四、六〇〇円」に、
「夜間（午後六時から午後九時まで）」一、六〇〇円」を「平日夜間一、〇〇〇円、休日夜
間一、六〇〇円」に改め、同表二備考中「夜間（午後六時から午後九時まで）」を「平日
夜間三〇〇円、休日夜間」に改める。

別表第三（一）備考中「夜間（午後六時から午後九時まで）」二、三〇〇円」を「平日夜間一、
五五〇円、休日夜間二、三〇〇円」に、「夜間（午後六時から午後九時まで）」八〇〇円」

を「平日夜間五〇〇円、休日夜間八〇〇円」に改め、同表(二)備考中「夜間(午後六時から午後九時まで)」を「平日夜間一五〇円、休日夜間」に改める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第二及び別表第三に規定する杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館の遊戯室及び集会室兼音楽室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

西荻南区民集会所併設西荻南児童館の遊戯室及び集会室兼音楽室の使用料を改定する等の必要がある。